

2020年度 施策マネジメントシート (2019年度目標達成度評価)

政策体系	政策No.	002	くらし (みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)	施策幹事課	建設政策課				
	施策No.	003	快適生活の基盤づくりの推進	施策幹事課長名	川路 和幸				
施策関係課名	情報政策課、土木課、建設施設管理課、建築住宅課、建築指導課、都市計画課、区画整理課、水道管理課、水道工務課、下水道課								
1 基本計画期間 (2018年度～2022年度)における施策の方針									
<p>市民が快適さと暮らしやすさを実感し、安心して住み続けられるまちの実現を目指します。 そのため、市営住宅の長寿命化、土地区画整理事業による住環境の整備や超高速ブロードバンドの整備促進、上下水道施設等の計画的な整備・改修、耐震化等に努めます。 また、幹線道路のバイパス整備、地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備など市内の道路網の強化や円滑な交通環境の確保に努めます。</p>									
2 施策の成果把握									
		◎目標達成 (100%以上)		△目標を未達成 (100%未満)					
①成果指標 (意図の達成度を示す指標)		単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の方向性
A	ゆとりある住みやすいまちであると 感じている市民の割合	%	成り行き値	56.5	55.6	54.8	53.9	53.1	更なる増加を 目指します
			目標値	57.4	58.1	58.7	59.4	60.0	
			実績値						
			達成率						
			結果						
B	市道の改良率 (規格改良済/実延長)	%	成り行き値	47.4	47.4	47.4	47.4	47.4	更なる増加を 目指します
			目標値	47.5	47.7	47.8	47.9	48.0	
			実績値	47.9	48.1				
			達成率	100.8%	100.8%				
			結果	◎	◎				
C	水洗化率 (水洗化 [接続] 人口/供用開始区域人口)	%	成り行き値	84.1	85.1	86.1	87.1	88.1	更なる増加を 目指します
			目標値	84.6	85.6	86.6	87.6	88.6	
			実績値	84.0	86.5				
			達成率	99.2%	101.0%				
			結果	△	◎				
D	超高速ブロードバンド整備率	%	成り行き値	80.4	80.4	80.4	80.4	80.4	更なる増加を 目指します
			目標値	80.4	83.0	86.0	89.0	92.0	
			実績値	81.2	87.2				
			達成率	100.9%	105.0%				
			結果	◎	◎				
E	耐震化率 (水道管)	%	成り行き値	24.0	24.0	24.0	24.0	24.0	更なる増加を 目指します
			目標値	25.6	26.6	27.6	28.6	29.6	
			実績値	25.5	26.2				
			達成率	99.6%	98.4%				
			結果	△	△				
②成果指標の測定方法 (実際にどのように実績を把握するか)				③2022年度の目標値設定の考え方					
A ゆとりある住みやすいまちであると 感じている市民の割合 ※市民意識調査				A 今後5年間で生活基盤の推進が図られ、市民の快適さや暮らしやすさが向上すると考えられることから、60%を目標値とする。					
B 市道の改良率 (規格改良済/実延長) ※道路現況調査、道路現況台帳				B 計画的に道路整備を進めていくが、厳しい財政状況等を考慮しつつ、毎年度約0.1%の改良を目指す。					
C 水洗化率 (水洗化 [接続] 人口/供用開始区域人口) ※毎年度末、下水道接続の状況から水洗化率を算出 (下水道課)				C 2016年度を基準とし、5年間で毎年1%の伸びを成り行き値とし、他の水洗化率向上の事業によって得られる見込みの0.5%を上乗せした値を目標値とする。					
D 超高速ブロードバンド整備率 ※超高速ブロードバンド環境が整備済である地域 (自治会ベース) の世帯数を市全世界帯数で除した割合				D 霧島市ブロードバンド整備計画に基づき、2021年度までに超高速ブロードバンド未整備地域への基盤整備を行うことになるが、光ファイバーによるインターネット環境を必要としない場所等もあり得ることから、整備率の目標値を92%とする。					
E 耐震化率 (水道管) ※耐震化済である水道管の割合 (水道工務課)				E 水道管の総延長は約1,400kmであり、総延長の1%に当たる14kmを毎年の更新工事の目標値とし、耐震化率の向上を目指す。					
F				F					

<p>3 基本計画期間で解決すべき施策の課題（総合計画より）</p> <p>本市は、これまで、市営住宅の計画的な建替えなどの住環境の整備、幹線道路・生活道路の整備や維持管理、水の安定供給と効率的な汚水処理など、市民生活に密着した基盤整備を進めてきましたが、これらの生活基盤は、今後、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえた、より効率的で効果的な整備が求められています。</p> <p>また、多くの生活基盤施設において、老朽化に伴う大規模な改修や更新の時期を迎えていることから、予防・保全的な維持管理により長寿命化を図るとともに、有効活用を推進し、更新費用の縮減を図る必要があります。</p> <p>「第4次産業革命」（IoT、ビッグデータ、ロボット、シェアリングエコノミー等）は、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を有しています。</p> <p>一方、条件不利地域等においては、情報通信基盤の整備が進みにくく、超高速ブロードバンドが未整備の地域が依然として残っており、地域間で情報格差が生じているため、その解消に向けた調査研究を進めていく必要があります。</p>	
<p>4 施策の現状</p>	
<p>① 2019年度施策の取組方針</p>	<p>② 2019年度の取組方針の達成状況</p>
<p>① 既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づき市営住宅を改善する。</p> <p>② 「霧島市公共施設管理計画」に基づく老朽化した市営住宅の除去と、市営住宅の総量を縮減する。</p> <p>③ 木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>④ 「霧島市建築物耐震改修促進計画」に基づく建築物耐震対策に係る周知・啓発を実施する。</p> <p>⑤ 消防フェスタ、技術者向け説明会等開催時にアスベスト対策の啓発活動を行う。</p> <p>⑥ 区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。</p> <p>⑦ 下水道の整備と下水道への接続促進する。</p> <p>⑧ 国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。</p> <p>⑨ 市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路の整備を行う。</p> <p>⑩ 地域間格差の是正を図るための辺地対策事業による道路整備を行う。</p> <p>⑪ 過疎地域への円滑な移動を確保するための道路整備を行う。</p> <p>⑫ 市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次の補修を行う。</p> <p>⑬ 「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく市道に架かる橋梁の定期点検及び橋梁補修を行う。</p> <p>⑭ 2018年度に策定した「霧島市光ブロードバンド整備計画」に基づき、民設民営一部負担方式による光ファイバー網整備を進める。</p> <p>⑮ 災害や事故に強いライフラインの構築のための水道関連老朽施設の更新・耐震化を行う。</p>	<p>① 市営住宅外壁改修1棟24戸、市営住宅個別改善2棟32戸、市営住宅電源改修2棟32戸、浄化槽改善1団地を行い、住環境の改善ができたことで、既存住宅の有効活用が図られた。② 老朽化した市営住宅を11棟25戸除去し、市営住宅の総量縮減が図られた。③ 木造住宅については、問合せがあったが、事業実施には至らなかった。④ 11月に開催された消防フェスタでパネル等を掲示し、耐震対策や助成制度についての周知・啓発を行った。⑤ アスベスト対策については、問合せがあったが、事業実施には至らなかった。⑥ 土地区画整理事業において、保留地販売等による財源確保に努めながら、関係権利者との交渉、都市計画道路の整備工事、区画道路の整備工事、宅地整地工事及び建物移転補償を行い、事業の進捗が図られた。⑦ 下水道管敷設工事により整備面積を10.11ha広げ、また下水道利用啓発活動を行ったことによって、水洗化率に係る目標値85.6%に対し実績値が86.5%となった。⑧ 各種期成会等を通じて、国・県に対して道路整備の要望活動を行ったことにより、整備の進捗が図られた。また、国・県に対する市の直接要望の結果、国道220号垂水市境の防災対策および北薩横断道路の溝辺道路が新規事業化、県道の新規着工が1箇所あった。⑨ バイパス道路については、論地通り1号線外3路線、アクセス道路については、川跡～新川線外6路線の整備を行った。⑩ 辺地対策事業による道路整備については、5路線を行った。⑪ 過疎対策事業による道路整備については、5路線を行った。⑫ 市道及び生活道路維持のため、603件の修繕を行った。⑬ 橋梁については、清水橋外4橋の橋梁補修、下桑ヶ丸外3橋の設計委託及び河川橋外56橋の定期点検を行った。⑭ 霧島市光ブロードバンド整備計画に基づく第1期整備エリアについて、令和2年3月までに光ファイバー網整備が完了し、同年4月1日からサービス提供を行うこととなった。また、整備を行った電気通信事業者が国の補助事業（高度無線環境整備推進事業）を活用したことから、市の支出（当該事業者への補助金）を抑えることができた。⑮ 国分福島地区配水管敷設工事等計45件の工事を実施し、総延長は12,073mになる。老朽管の布設替を行った事により、水の安定供給が確保され、給水区域内の一部地域で配水管の能力不足が改善でき耐震化が図られた。</p>
<p>5. 2020年度施策の取組方針</p> <p>■ 既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改善を実施する。</p> <p>■ 市民の耐震に対する意識向上を図るとともに、木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>■ 区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。また、麓第一地区においては、2021年度の換地処分に向けた事務を行っていく。</p> <p>■ 下水道の整備と下水道への接続を促進する。また、国分単人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や「霧島市下水道事業経営戦略」等を踏まえ、当初計画の見直しを行う。</p> <p>■ 国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。</p> <p>■ 市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。</p> <p>■ 市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次の補修を行う。</p> <p>■ 霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき整備を着実に進める。</p> <p>■ 上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を安定して供給できるように耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を行い、災害時においても持続可能なライフラインの構築を進める。</p>	<p>6. 2021年度施策の取組方針</p> <p>■ 既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改善を実施する。</p> <p>■ 「霧島市公共施設管理計画」に基づく老朽化した市営住宅を除去し、総量縮減を図る。</p> <p>■ 引き続き、市民の耐震に対する意識向上を図るとともに、木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>■ 区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。また、麓第一地区においては、2021年度の換地処分に向けた事務を行っていく。</p> <p>■ 下水道の整備と下水道への接続を促進する。</p> <p>■ 国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。</p> <p>■ 市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。</p> <p>■ 市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次の補修を行う。</p> <p>■ 霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき整備を着実に進める。</p> <p>■ 上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を安定して供給できるように耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を行い、災害時においても持続可能なライフラインの構築を進める。</p>

政策体系	政策No.	002	基本事業名	良質な住環境の整備	基本事業 担当課	建設政策課、建築住宅課、建築指導課、区画整理課、下水道課
	施策No.	003				
	基本事業No.	001				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>市営住宅の既存ストックの有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。</p> <p>また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。</p> <p>さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率の向上を目指します。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正に伴い、「霧島市耐震改修促進計画」を改定し、計画に基づき耐震化に一層取り組む必要がある。</p> <p>■管理する市営住宅団地の約6割が法定耐用年限や法定耐用年限の2分の1を経過し更新時期を迎えていることから、廃止や建替、計画的な修繕・改善により長寿命化を図っていくことが求められている。</p> <p>■国分隼人公共下水道事業については、社会経済状況の変化等により計画通りの整備が進まず、当初の事業計画に対して遅れが生じている。そのため、平成30年8月に策定した「霧島市下水道事業経営戦略」及び平成31年3月に県が策定した「かごしま生活排水処理構想2019」等を踏まえ、また小中学校、住宅、店舗等の建設による土地利用状況の変化を考慮し当初計画の見直しを行うこととした。</p> <p>■土地区画整理事業が長期化しており、関係権利者の世代交代や高齢化が進み、補償交渉が難しくなってきた。また、関係権利者からは、事業の早期完成が要望されている。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針			4. 2019年度取組達成状況			
<p>■既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改善を実施する。</p> <p>■「霧島市公共施設管理計画」に基づく老朽化した市営住宅の除去と、市営住宅の総量縮減を行う。</p> <p>■木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>■「霧島市建築物耐震改修促進計画」に基づく建築物耐震対策に係る周知・啓発を実施する。</p> <p>■消防フェスタ、技術者向け説明会等開催時のアスベスト対策の啓発活動を行う。</p> <p>■区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。</p> <p>■下水道の整備と下水道への接続を促進する。</p>			<p>■市営住宅外壁改修 1棟24戸、市営住宅個別改善 2棟32戸、市営住宅電源改修 2棟32戸、浄化槽改善 1団地を行い、住環境の改善ができたことで、既存住宅の有効活用が図られた。</p> <p>■老朽化した市営住宅を11棟25戸除去し、市営住宅の総量縮減が図られた。</p> <p>■木造住宅については、問合せがあったものの、事業実施には至らなかった。</p> <p>■11月に開催された消防フェスタでパネル等を掲示し、耐震対策や助成制度についての周知・啓発を行った。</p> <p>■アスベスト対策については、問合せがあったものの、事業実施には至らなかった。</p> <p>■麓第一地区、浜之市地区、隼人駅東地区の土地区画整理事業において、保留地販売等による財源確保に努めながら、関係権利者との交渉、都市計画道路、区画道路の整備工事、宅地整地工事及び建物移転補償を行い、事業の進捗を図ることができた。</p> <p>■下水道の整備と下水道への接続促進については、下水道管敷設工事により整備面積を10.11ha広げ、またイベント等での下水道利用啓発活動を行うことによって、水洗化率に係る目標値85.6%に対し実績値が86.5%となり、目標を達成することができた。</p>			
5. 2020年度基本事業の取組方針			6. 2021年度基本事業の取組方針			
<p>■既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改善を実施する。</p> <p>■「霧島市公共施設管理計画」に基づく老朽化した市営住宅を除去し、総量縮減を図る。</p> <p>■昨年度改訂した霧島市耐震改修促進計画に基づき、具体的な行動計画である「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、建築物の耐震化を促進する取り組みを行うこととしており、また、補助制度についても制度拡充を行い、効果的、効率的に実施していく。</p> <p>■市民の耐震に対する意識向上を図るとともに、木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>■消防フェスタ、技術者向け説明会等開催時のアスベスト対策の啓発活動を行う。</p> <p>■区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。また、麓第一地区においては、2021年度の換地処分に向けた事務を行っていく。</p> <p>■下水道の整備と下水道への接続を促進する。また、国分隼人公共下水道事業については、土地利用状況の変化や「霧島市下水道事業経営戦略」等を踏まえ、当初計画の見直しを行う。</p>			<p>■既存の住宅ストックを有効的に活用するため「霧島市公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改善を実施する。</p> <p>■「霧島市公共施設管理計画」に基づく老朽化した市営住宅を除去し、総量縮減を図る。</p> <p>■引き続き、市民の耐震に対する意識向上を図るとともに、木造住宅・大規模建築物を耐震化しようとする所有者への耐震診断・補強設計・改修工事費の一部を助成する。</p> <p>■区画整理事業区域内における都市計画道路・区画道路・街区の整備及び、建物等の調査・移転補償交渉を実施する。また、麓第一地区においては、2021年度の換地処分に向けた事務を行っていく。</p> <p>■下水道の整備と下水道への接続を促進する。</p>			

政策体系	政策No.	002	基本事業名	道路ネットワークの構築と道路施設の維持	基本事業 主担当課	建設政策課、土木課、建設施設管理課、都市計画課
	施策No.	003				
	基本事業No.	002				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

建設現場へのICTの導入など、新たな整備手法を視野に入れながら、交通環境の整備や改善に向けた取組を推進します。
特に、市街地の渋滞を解消するため、国道・県道の整備に関する要望活動を継続的に行うとともに、幹線道路のバイパス道路や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路等の整備を推進し、道路ネットワークの構築を図ります。
また、道路施設や橋梁・トンネルなどの個別施設ごとに策定する長寿命化計画等に基づき、予防保全対策及び補修等を計画的に実施します。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■市民生活に密着した生活基盤は、限られた行政資源の中で、少子高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化を踏まえた、より効果的な整備が求められている。
■地域まちづくり実施計画書の要望件数が多く、整備が追いつかない状況である。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。
■市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。
■地域間格差の是正を図るための辺地対策事業による道路を整備する。
■過疎地域への円滑な移動を確保するための道路を整備する。
■市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次的補修を行う。
■「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく市道に架かる橋梁の定期点検及び橋梁補修を行う。

4. 2019年度取組達成状況

■各種期成会等を通じて、国・県に対して道路整備の要望活動を行ったことにより、整備の進捗が図られた。また、国・県に対する市の直接要望の結果、国道220号垂水市境の防災対策および北薩横断道路の溝辺道路が新規事業化、県道の新規着工が1箇所あった。
■バイパス道路については、論地通り1号線外3路線、アクセス道路については、川跡～新川線外6路線の整備を行った。
■辺地対策事業による道路整備については、横川～山ヶ野線外4路線を行った。
■過疎対策事業による道路整備については、三体堂線外4路線を行った。
■市道及び生活道維持のため、603件の修繕を行った。
■橋梁については、清水橋外4橋の橋梁補修、下桑ヶ丸外3橋の設計委託及びび河畑橋外56橋の定期点検を行った。
■幹線道路として、県が実施している都市計画道路新町線とあわせて都市計画道路山崎線の整備を計画的に行った。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。
■市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。
■地域間格差の是正を図るための辺地対策事業による道路を整備する。
■過疎地域への円滑な移動を確保するための道路を整備する。
■市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次的補修を行う。
■「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく市道に架かる橋梁の定期点検及び橋梁補修を行う。
■市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■国・県の主要な幹線道路の整備については、関係市町で組織する各種期成会等を通じて関係機関に要望書を提出する。また、これ以外の道路については、市が直接、国・県に対して要望活動を行う。
■市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。
■地域間格差の是正を図るための辺地対策事業による道路を整備する。
■過疎地域への円滑な移動を確保するための道路を整備する。
■市道及び生活道路維持のため、苦情や地域まちづくり実施計画に基づく年次的補修を行う。
■「霧島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく市道に架かる橋梁の定期点検及び橋梁補修を行う。
■市内幹線道路の渋滞解消のためのバイパス道路の整備や地域の拠点施設を結ぶアクセス道路を整備する。

政策体系	政策No.	002	基本事業名	地域情報化の推進	基本事業 主担当課	情報政策課
	施策No.	003				
	基本事業No.	003				
1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）						
<p>光ファイバー等の超高速ブロードバンドや第5世代移動通信システム（5G）などの情報通信基盤について、調査研究し、国、県及び事業者と連携しながら整備を促進します。 また、ICTの効果的な活用について情報収集を行うとともに、これらを活用した地域課題の解決に向けた取組を支援します。</p>						
2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？						
<p>■国（総務省）は、これまで公設による光ファイバー網整備を対象に実施していた補助事業（情報通信基盤整備推進事業）に替わり、新たな補助事業（高度無線環境整備推進事業）を2019年度に創設し、5GやWi-Fi利用を前提とした光ファイバー網整備を行う電気通信事業者等に対する一部補助を開始した。このことに伴い、これまで公金の負担を伴う光ファイバー網整備に消極的であった自治体が高度無線環境整備推進事業を積極的に活用し、全国的に超高速ブロードバンド環境が未整備であった地域への整備が進むと予想される。 ■2020年度から国内の一部の地域で5G（第5世代移動通信システム）サービスが開始される。</p>						
3. 2019年度基本事業の取組方針				4. 2019年度取組達成状況		
<p>■霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき整備を着実に進める。 【第1期エリア】 2020年度第一四半期内にサービス提供が可能となるように整備事業者との調整・連携を密に行い、正確な情報を基にサービス加入の手続きが行えるようにする。 【第2期エリア】 整備を行う電気通信事業者を公募により選定する。</p>				<p>■霧島市光ブロードバンド整備計画に基づく第1期整備エリアについて、令和2年3月までに光ファイバー網整備が完了し、同年4月1日からサービス提供を行うこととなった。また、整備を行った電気通信事業者が国の補助事業（高度無線環境整備推進事業）を活用したことから、市の支出（当該事業者への補助金）を抑えることができた。 ■第2期（令和元～2年度）エリアの整備を行う電気通信事業者を選定し、本市からの補助金交付決定を行った。</p>		
5. 2020年度基本事業の取組方針				6. 2021年度基本事業の取組方針		
<p>■国における補助事業の動向を注視する。 ■霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき整備を着実に進める。 【第2期エリア】 令和3年度第一四半期内にサービス提供が可能となるよう整備事業者との連携を密にし、正確な情報を基にサービス加入の手続きが行えるよう注意を図る。 【第3期エリア】 整備を行う電気通信事業者を公募により選定し、補助金交付決定を行う。</p>				<p>■国における補助事業の動向を注視する。 ■霧島市光ブロードバンド整備計画に基づき整備を着実に進める。 【第3期エリア】 令和4年度第一四半期内にサービス提供が可能となるよう整備事業者と調整を図る。 ■これまで整備したエリアの中で、その後要望が発生した地域等への追加整備を行う。 ■溝辺地区ケーブルテレビ事業の今後の在り方について方針を定める。</p>		

政策体系	政策No.	002	基本事業名	安全で良質な水の安定供給	基本事業 主担当課	水道管理課、水道工務課
	施策No.	003				
	基本事業No.	004				

1 基本事業の目的、取組方針（総合計画より）

水需要の減少、老朽施設の増加に伴う更新需要の増大、地震などの自然災害への対応を図るため、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの観点から、「安全でおいしい水を供給する水道」、「自然災害や事故等による被害を最小限にとどめ、迅速に復旧できる水道」、「健全かつ安定的な事業運営が可能な水道」を目指します。

2 基本事業を取り巻く状況（対象や根拠法令等）はどのように変化しているか、さらに今後どう変化するか？

■現在、給水区域内のほぼ全域で管網整備は終わっているが、今後は事故・災害に強い管路の構築、漏水防止・水質基準の強化・耐震化のために老朽管の更新をしていかなければならない。また、主に給水件数が増加している国分、隼人地区の供給先から、水圧や水量が不足しているとの苦情が寄せられている。

3. 2019年度基本事業の取組方針

■上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を安定して供給できるように耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を行い、災害時においても持続可能なライフラインの構築を進める。

4. 2019年度取組達成状況

①国分福島地区配水管布設替工事（国分地区）
②市道馬立北原線配水管布設替工事（溝辺地区）
③県道紫尾田牧園線配水管布設替工事（横川地区）
④市道西牧之原線配水管布設替工事（福山地区）
その他41件の工事（総延長は12,073m）を実施した。
老朽管の布設替を行った事により、水の安定供給が確保され、給水区域内の一部地域で配水管の能力不足が改善でき耐震化が図られた。

5. 2020年度基本事業の取組方針

■上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を安定して供給できるように耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を行い、災害時においても持続可能なライフラインの構築を進める。

6. 2021年度基本事業の取組方針

■上水道、簡易水道については、安全でおいしい水を安定して供給できるように耐用年数を基本に施設の更新・耐震化を行い、災害時においても持続可能なライフラインの構築を進める。